

## 「プログラム法」に基づく主な改革内容

2013年12月18日保団連政策部作成

改革の項目		必要な法案提出時期	実施時期
医療 保 険	70～74歳の窓口負担の見直し (1割から2割への引き上げ。患者負担増1900億円、受診抑制2100億円)	法改正不要	2014年度予算措置で実施 (新たに70歳になった人から適用)
	高額療養費制度の見直し (「上位所得」と「一般所得」の負担上限の引き上げ、「一般所得」の下位層の引き下げ)	法改正不要	2014年度実施
	外来・入院に関する給付の見直し (紹介状のない患者が大病院を受診した際の定額自己負担) (入院療養の給食給付を原則自己負担化・患者負担増5000億円)	2015年通常国会	2017年度までを目途に 順次実施
	国保の運営業務を財政運営を含め都道府県が担う (国保保険者を都道府県とする、保険料引き上げにつながる)		
	国保保険料の賦課限度額及び、被用者保険の標準報酬月額引き上げ		
	後期高齢者医療制度は廃止せず存続		
	後期高齢者支援金の全面総報酬制		
医療 提 供 体 制	病床機能に関する情報の都道府県への報告制度の創設	2014年通常国会 (医療法等改定法案)	2017年度までを目処に 順次実施
	都道府県による地域医療ビジョンの策定と実現のための措置 (必要病床の適切な区分設定、都道府県の役割強化)		
	新たな財政支援の制度創設		
	医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し		
	医療職種の業務範囲及び業務の実施体系の見直し		
医 療	難病対策 (対象疾患を56から約300に拡大し、全ての患者に所得に応じた患者自己負担限度額を導入。「軽症者」を対象から原則除外)	2014年通常国会 (新法案)	2014年度を目処に実施
介 護 保 険	地域支援事業の見直しと併せた要支援者への支援の見直し (要支援者(約150万人)の介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護を市町村の事業に移行し、上限を設定)	2014年通常国会 (介護保険法改定法案)	2015年度を目処に実施
	一定以上所得者の利用者負担の見直し (利用料の1割から2割への引き上げ。利用者負担増750億円)		
	一定の預貯金・株のある施設入所者の居住費・食費の補助を外す (利用者負担増700億円)		
	特別養護老人ホームの施設介護サービス費の支給対象見直し (原則要介護3以上に制限)		